

## (別表)

## 協力金の支給対象について（9/1～9/12）（国通知に基づく区分）

## 【大規模施設（1,000㎡超）運営事業者及びテナント事業者等※1が支給対象となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内訳	要請内容
劇場等（第4号） 【1,000㎡超】	映画館、プラネタリウム 等	営業時間短縮要請（～20時）（映画館を除く）※2 （～21時）（映画館） 規模要件等に沿った施設の使用を要請 入場整理等の実施を要請 等
商業施設（第7号）【1,000㎡超】 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	営業時間短縮要請（～20時） 入場整理等の実施を要請 等
運動施設（第9号） 【1,000㎡超】	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	営業時間短縮要請（～20時）※2 規模要件等に沿った施設の使用を要請 入場整理等の実施を要請 等
遊技場（第9号） 【1,000㎡超】	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	営業時間短縮要請（～20時） 入場整理等の実施を要請 等
遊興施設（第11号） 【1,000㎡超】	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	営業時間短縮要請（～20時） 入場整理等の実施を要請 等
商業施設（第12号）【1,000㎡超】 (生活必需物資を除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	営業時間短縮要請（～20時） 入場整理等の実施を要請 等

## 【テナント事業者等のみが支給対象※1となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内訳	要請内容
劇場等（第4号）【1,000㎡超】	劇場、観覧場、演芸場 等	営業時間短縮要請（～20時）※2 規模要件等に沿った施設の使用を要請 入場整理等の実施を要請 等
集会場等（第5号）【1,000㎡超】	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）【1,000㎡超】	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）【1,000㎡超】	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）【1,000㎡超】	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場（第9号）【1,000㎡超】	テーマパーク、遊園地	
博物館等（第10号）【1,000㎡超】	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

## 【その他協力金の支給対象となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	要請内容
飲食店営業許可を受けていないカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号）【面積要件なし】	休業要請

※1 テナント事業者等については、大規模施設運営事業者が要請を受けて営業時間短縮を行ったことに伴い、営業時間短縮を行った場合に支給

※2 イベント開催の場合は、営業時間短縮要請（～21時）